

## 社会福祉法人 柏原市社会福祉協議会役員等報酬等に関する規程

### (定 義)

第1条 この規程は、社会福祉法人柏原市社会福祉協議会定款(以下「定款」という。)第25条の規定に基づき本役員等に関する報酬等の支給について、必要な事項を定める。

### (役 員)

第2条 前条に規定する役員等とは、理事・監事をいう。

### (報酬の支給)

第3条 役員等が次の各号に掲げる職務に従事した場合は、報酬として執行日数に応じ支給する。

- (1) 会長が招集した理事会・評議員会への出席
- (2) 会長及び委員会委員長が招集した委員会への出席
- (3) 会長が招集した監査への出席
- (4) 会長が招集した研修会への出席
- (5) 会長決裁出務業務
- (6) その他法人職務

### (報酬の算定方法)

第4条 役員等には、勤務形態に応じ、報酬等の額は次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 常勤役員については、別表1に定める額。
  - (2) 非常勤役員については、別表2に定める額。
- 2 役員を職員が兼務する場合はこの限りではない。

### (旅 費)

第5条 外部研修会等に出席する場合の旅費については「柏原市社会福祉協議会職員の旅費に関する規程」に準じて支給する。

### (報酬等の支給方法)

第6条 報酬等は通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

- 2 報酬等は法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

### (報酬等の支払日)

第7条 報酬等は、翌月末までに前月分を支払う。

### (公 表)

第8条 本会は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第3項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

### (改 廃)

第9条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

附則 この規程は平成 9年 4月 1日より施行する。  
この規程は平成24年 4月 1日より施行する。  
この規程は平成28年 4月 1日より施行する。  
この規程は平成29年 6月15日より施行する。

別表 1

常勤役員等の報酬	会 長	日額 7,500 円
	常務理事	日額 5,000 円

別表 2

非常勤役員等の報酬	日額 5,000 円
-----------	------------